

伊丹市議会基本条例





伊丹市マスコット たみまる

目次

P.2…前文

第1章／総則(第1条・第2条)

P.3…第2章／議会運営(第3条―第5条)

P.4…第3章／市民と議会の関係(第6条―第10条)

P.5…第4章／市長等と議会の関係(第11条―第14条)

P.6…第5章／議員の定数及び待遇等(第15条―第18条)

P.7…第6章／議会の機能強化(第19条―第22条)

第7章／補則(第23条―第24条)

付則

前文

伊丹市議会（以下「議会」という。）は、市長と同様に、市民から選挙で選ばれた議員で構成された代表機関であり、ともに市民の負託を受けて活動し、議会は合議制の議事機関として、また市長は独任制の執行機関として、互いに独立した対等な関係のもと、それぞれ市民の意見を市政に的確に反映させ、伊丹市として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。議会は、この使命を果たすため、その持てる機能を最大限発揮して、市民参画と市民意見の聴取に努めながら、活発な議論を行い、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）の事務執行を監視し、及び評価し、条例及び政策を提案する機能を向上させることが求められている。そして、市民に対しては、議会の情報を公開し、議会の議論と意思決定に対する説明責任を果たす必要がある。

議会は、市民の負託に応え、議会改革への不断の努力を重ねながら、議会制民主主義を発展させ、もって市民福祉の向上に寄与することを決意し、ここに条例を定める。

【解説】 地方分権の進展に伴い、地方議会の在り方が大きく問われている現代社会において、地方議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成された代表機関であることを自覚し、一層自らの責任と判断で市民の負託に応えていくことが求められています。議会は、選挙で選ばれた議員が集まって議論することによりものごとが決定される合議制の機関であり、一方市長は、自らの権限に属する事項について決定することができる独任制の機関です。この2つの機関は、互いに対等な関係にあり緊張関係を保持することによって、伊丹市にとって最良の意思決定を導く共通の使命があります。

この使命を果たすため、議会は、多様な方法を用い、市民参画と意見の聴取に努め、様々な市民の意見を受け止め、市長等の事務執行を監視し、評価していかなければなりません。また、議会は、積極的な情報公開と説明責任を果たすことにより、市民により身近で、より信頼される議会をつくるため、さらなる議会の活性化に向けて、不断の努力を重ねていきます。

さらに、議会制民主主義という大原則を再認識し、第1の目的が市民の福祉の向上にあるという伊丹市議会の決意を示しています。

※「合議制」・「独任制」・「その他の執行機関」・「議会の情報」・「議会制民主主義」・「地方分権」・「緊張関係」・「説明責任」については巻末に用語解説あり。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づく二元代表制の下での議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び民主的な市政の持続的発展に寄与することを目的とする。

【解説】 本条は、条例の制定目的について定めたものです。議会と議員に関する基本的事項を明確化し、市民福祉の向上と民主的な市政の持続的発展を条例の目的としています。

※「地方自治の本旨」・「二元代表制」については巻末に用語解説あり。

（議会及び議員の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 市民から選挙で選ばれた議員で構成された代表機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
- (3) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているかどうか監視し、評価を行うこと。
- (4) 議案等の審議及び審査により、市としての意思決定を行うとともに、政策の提案に取り組むこと。
- (5) 議決責任を深く認識し、積極的に情報公開に取り組むことにより、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (6) 議会の役割を追究し、不断の議会改革に努めること。

2 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 高い倫理観を確立し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- (2) 研修及び調査に励み、自らの資質の向上に努めること。

【解説】 本条は、議会の活動原則及び議員の活動原則を定めたものです。

第1項第1号は、市民から選挙で選ばれた議員で構成された代表機関であることを個々の議員が自覚し、公正な議会運営を行うとともに、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めたものです。

同項第2号は、意見交換など様々な手段を通じて市民の意見を把握・集約し、それらを行政や議会運営に反映させることを定めたものです。

同項第3号は、市の事務の執行を監視し、その成果を評価することを定めたものです。

同項第4号は、議案等を、本会議で審議することや、委員会で審査することは、議事機関である議会の最も基本的な役割であり、議会の議決により市としての意思を決定していくとともに、審議等に際しては、議会としても専門的知見を活用するなど、政策提案に取り組むことを定めたものです。

同項第5号は、意思決定した事項への執行監視や評価の責任があることを深く認識し、その内容を市民にわかりやすく説明する責任があることを定めたものです。

同項第6号は、市民の意見や社会情勢の変化等を踏まえて、常に議会の果たす役割を検証しながら、継続的な評価と改善を行うよう不断の議会改革に努めることを定めたものです。

第2項第1号は、高い倫理観をもって職務を遂行することを改めて定めたものです。

同項第2号は、議員の資質の向上のため、研修や調査研究活動を通じた自己研鑽に努めることを定めたものです。

※「開かれた議会」・「議案」・「議決責任」・「説明責任」・「本会議」・「委員会」・「議決」については巻末に用語解説あり。



第2章 議会運営

（議長及び副議長）

第3条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

【解説】 第1項は、議長は、議場の秩序保持や議事整理などの権限を有し、議会を代表することから、全議員に対し、中立・公正な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行うことを責務としたものです。

第2項は、副議長が議長の職務を行う場合には、前項の規定を準用することを定めたものです。副議長が職務を行う場合とは、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときです。その場合に議長の行う職務の全般について権限を有することになります。副議長は議長の代位機関となり、その名において議長の職務を行い、議長の補佐機関としての性格は有しません。

なお、補足ですが、地方自治法第103条第1項で議長及び副議長は選挙によって決められることが定められています。議会における選挙は、議員全員が選挙人であり、かつ、被選挙人となります。

※「議長」・「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたとき」・「代位機関」・「補佐機関」・「地方自治法第103条第1項」については巻末に用語解説あり。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。



【解説】 第1項は、議員が会派を結成することができることを定めたものです。

第2項は、会派は、政治上の主義や政策を同じくする議員で構成することを定めたものです。なお、伊丹市議会では1人の会派というは認めていません。



(議決事件)

第5条 議会は、市民の代表機関であることに鑑み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大について検討する。



【解説】 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決を必要とする案件を定める条例を制定するときには、時代背景の変化に伴い、市民の意見が反映される範囲を広げるという観点から議決事件の拡大を検討することを定めたものです。

※「議決」・「地方自治法第96条第2項」については巻末に用語解説あり。

第3章 市民と議会の関係

(参画機会の確保)

第6条 議会は、議会で行われた議案等の審議及び審査の経過及び結果について市民に報告し、市民との意見交換の場を多様に設け、市民参画の機会を確保するものとする。



【解説】 議会は、市民の意見を市政に反映させるため、議会報告や意見交換の場を設けるなど、市民参画の機会を確保することを定めたものです。

※「議案」については巻末に用語解説あり。

(説明責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策提案、政策決定等に関し、市民に対して説明する責務を有する。



【解説】 議会は、政策の論点を明らかにし、意思決定をするという責任があります。また、決定した事項に対する執行監視や評価の責任を負います。それらのことを認識し、市民に対して説明する責務があることを定めたものです。

※「説明責任」・「議決責任」については巻末に用語解説あり。

(会議の公開)

第8条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開するものとする。



【解説】 会議の市民への公開について定めたものです。本条の公開する会議には、本会議、常任・特別委員会、委員協議会、議員総会があります。

※「本会議」・「委員会」・「委員協議会」・「議員総会」については巻末に用語解説あり。

(情報の共有)

第9条 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的かつ速やかに公開し、市民との情報の共有を図らなければならない。



【解説】 開かれた議会を目指すため、積極的に情報を公開し、市民との情報の共有を図ることを定めたものです。具体的には、伊丹市議会だよりやインターネット等を通じて情報を積極的に提供し共有するものです。

※「開かれた議会」・「伊丹市議会だより」については巻末に用語解説あり。

(広報及び広聴)

第10条 議会は、多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

2 議会は、市民の声を議会運営に反映するため、市民への広聴活動に努めるものとする。



【解説】 第1項は、議会が、伊丹市議会だよりの発行、インターネットでの配信、FM放送、議会の報告など、情報技術の発達を踏まえて多様な広報手段を活用することにより、市民に開かれた議会を推進し、多くの市民が議会と市政に、より関心を深めるよう積極的な広報活動に努めることを定めたものです。

第2項は、議会が、議会自身に関するもののほか、重要な政策課題について、市民との意見交換の場などにおいて、広く市民の意見や提案を聞くために広聴活動に努めることを定めたものです。

※「伊丹市議会だより」・「開かれた議会」については巻末に用語解説あり。

第4章 市長等と議会の関係

(緊張関係の保持)

第11条 議会は、市長等との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。



【解説】 議会が、二代表制の下での市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、事務の執行の監視や評価など議事機関としての責務を果たしていくことを定めたものです。

※「緊張関係」・「二代表制」については巻末に用語解説あり。

(政策提案)

第12条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し政策提案を行うものとする。



【解説】 議会が、条例や予算等の議案をはじめ、市の施策について、議会としての対案や修正案の提案、決議、本会議での議員の質疑や質問、委員会の審査により、市長等に対し政策提案を行うことを定めたものです。

※「議案」・「決議」・「本会議」・「質疑」・「質問」・「委員会」については巻末に用語解説あり。

(情報の請求)

第13条 議会は、市長が提案する施策について、審議等の論点を明確にし、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、必要な情報を提供するように求めることができる。



【解説】 市長等に議会審議等に必要の情報開示を求めることについての根拠を定めたものです。すなわち、議会は市長が政策等を提案する場合、議会の果たすべき市の意思決定機能や市民への説明責任を全うするため、議会審議等の論点の明確化などに必要となる政策や事業等の目的、効果、財源措置等の情報を提供するように求めることができることを定めたものです。

※「説明責任」については巻末に用語解説あり。



(質疑応答)

第14条 議員は、本会議における質疑及び質問については、論点及び争点を明らかにして行い、総括方式又は一問一答方式を選択することができる。

2 議長から本会議又は委員会等で説明のため出席を求められた者は、議長又は委員長の許可を得て、質疑及び質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。



【解説】 第1項は、本会議において、質疑応答の方式として、総括方式と一問一答方式の選択制を採用していることを定めたものです。総括方式とは、個々の議員の質疑や質問が一通り終わった後、これに対してまとめて答弁するものです。一方、一問一答方式とは、個々の議員の質疑や質問が終わるごとに答弁するものです。

第2項は、説明のために会議等に出席を求められた者が、議員からの質疑や質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、その趣旨を確認するための発言ができることを定めたものです。

※「本会議」・「質問」・「議長」・「委員会」・「質疑」については巻末に用語解説あり。

第5章 議員の定数及び待遇等

(議員定数)

第15条 議員の定数は、伊丹市議会議員定数条例(平成12年伊丹市条例第43号)で定めるところによる。

2 議員の定数の改定を議員が提案する場合には、議会の機能の確保並びに市政の現状及び将来の予測などを総合的に勘案するものとする。



【解説】 第1項は、地方自治法第91条第1項で、「議員の定数は、条例で定める」とされていることから、議員の定数について別の条例で定められていることを明らかにしたものです。

第2項は、議員の定数の改定にあたっては、議会の機能の確保、市政の現状、将来の予測、人口規模、類似都市の状況等を総合的に考慮することを定めたものです。 ※「地方自治法第91条第1項」については巻末に用語解説あり。

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年伊丹市条例第390号)で定めるところによる。

2 議員報酬の改定を議員が提案する場合には、市政の現状及び将来の予測などを総合的に勘案するものとする。



【解説】 第1項は、地方自治法第203条第4項で、「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」とされていることから、議員の報酬について別の条例で定めていることを明らかにしたものです。

第2項は、議員報酬の改定にあたって、市政の現状、将来の予測、人口規模、類似都市の状況等を総合的に考慮することを定めたものです。 ※「地方自治法第203条第4項」については巻末に用語解説あり。

(政務活動費)

第17条 政務活動費は、伊丹市政務活動費の交付に関する条例(平成13年伊丹市条例第2号)で定めるところによる。

2 議員は、自己の政務活動費の収支報告書について、市民に疑義を生じさせた場合は、説明責任を果たすものとする。



【解説】 第1項は、地方自治法第100条第14項で、政務活動費の交付の対象等について条例で定めなければならないとされていることから、政務活動費に関することについて別の条例で定めていることを明らかにしたものです。

第2項は、政務活動費が公費で賄われていることから、その適正な使用について市民に疑義を生じさせた場合は、説明責任を果たすことを定めたものです。 ※「政務活動費」・「地方自治法第100条第14項」・「説明責任」については巻末に用語解説あり。

(政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表として政治倫理の確立が求められていることを常に自覚し、良心と責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。



【解説】 議員は、市民の代表として高い政治倫理の確立が求められていることを常に自覚しなければなりません。その大原則を定め、また、良心と責任感をもって品位を保持し、識見を養うことを定めたものです。また、倫理条例については、今後検討する予定です。 ※「政治倫理」については巻末に用語解説あり。

第6章 議会の機能強化

(議員研修)

第19条 議会は、第2条に定められた活動原則に資するため、議員の研修の充実を図るものとする。



【解説】 議会は、第2条に定められている、議会活動の原則や、議員活動の原則に必要な能力のより一層の向上を図るため、議員の研修の機会を充実させ、議員は、自己研鑽に励むことを定めたものです。

(交流)

第20条 議会は、他の自治体の議会と政策、議会運営等について意見交換をするため、積極的に交流及び連携を図るものとする。



【解説】 先進的な政策の研究や広域化する行政課題の解決のため、他自治体の議会との意見交換や交流、連携を推進することを定めたものです。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の政策提案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。



【解説】 議会の政策提案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるために、その活動を補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実を図り、体制を強化することを定めたものです。 ※「政策提案能力」については巻末に用語解説あり。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努めるものとする。



【解説】 議会図書室の図書等を充実することにより、議員の政策提案能力の向上を図ることを定めたものです。 ※「政策提案能力」については巻末に用語解説あり。

第7章 補則

(検討組織)

第23条 議会は、議会改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。



【解説】 議会は、時代の変化や市民の求めに応じた役割、運営方法等が求められることから、様々な問題に対して自ら改革を行っていく姿勢が必要です。そのため、議会改革に向けた取り組みを専門的に検討する組織の設置を定めたものです。常設としていないのは、対応すべき課題に臨機応変に対応できる組織を編成し、実情にあった協議形態をとるためです。

(見直し)

第24条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



【解説】 市民の意見や社会情勢の変化、本条例の目的が達成されているかの検証を行い、必要に応じて見直しすることを定めたものです。

(付則)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

用語解説



伊丹市マスコット
たみまる

ページ	用語	説明
P.2	合議制	複数人による協議により、話し合いで物事を決定することです。
P.2	独任制	一人の者によって物事を決定することです。
P.2	その他の執行機関	市長以外の執行機関として教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。なお、公営企業は執行機関ではありませんが、審査、評価の対象となります。
P.2	議会の情報	ここでいう議会の情報には、議会で審議される議案等の結果やその審査過程があります。
P.2	議会制民主主義	市民から選ばれた代表から構成される議会を中心に行われる民主政治のことです。
P.2	地方分権	住民ニーズに沿った行政サービスを行うために、地域のことは地域で決めて、必要な権限や財源を、国から地方へ移すことです。
P.2 5	緊張関係	議会は議事機関（市の意思決定をし、また、決定にいたる過程や決定後の進め方について監視や評価を行う機関）として、市長は執行機関（意思決定に基づき自らの判断と責任により仕事を行う機関）として、対等な独立した関係を保持しながらそれぞれの役割を果たしていくことです。
P.2・3 4・5・6	説明責任	議会の活動について、事前・事後に説明する責任のことです。
P.2 3	地方自治の本旨	憲法第92条は「地方自治の本旨」に基づいて自治体を組織し、運営を行わなければならないと定めています。「地方自治の本旨」とは、一般的に、住民の意思に基づいて地方の行政を行う「住民自治」と、国とは別の独立した団体が、自らの判断と責任において地方の行政を行う「団体自治」の二つによって構成されています。
P.2 3 5	二代表制	憲法第93条第2項は「地方公共団体の長」と「議会の議員」は住民が直接選挙することを定めています。二代表制の特徴として、議員と市長はともに住民を代表し、緊張関係を保ち、互いに抑制・均衡しながら自治体運営を行うことにあります。
P.3 4 5	開かれた議会	伊丹市議会では、会議の公開、会議録の公開、議会だよりの発行、インターネットでの配信、FM放送など、様々な手法を用いて、情報を発信しています。このように、常に市民が議会情報を得やすいように、また、より関心を深められるような取り組みを行っている議会をいいます。
P.3 4・5	議案	議会が議決しなければならない事件の全ての案件のことです。
P.3・4	議決責任	意思決定した事項に対する責任のことです。
P.3・4 5・6	本会議	全議員で構成する議会の会議です。議会の議決（可決、認定、承認等）は、この本会議で行わなければならない、法的な効力は生じません。
P.3 4 5 6	委員会	市政に関する課題について専門的立場から詳細かつ効率的な審査をすることを目的に設置されます。委員会には、議案等の審査や所管事務の調査をする常任委員会、議会運営について協議する議会運営委員会、特定の事項を審査又は調査するために設置される特別委員会があります。

ページ	用語	説明
P.3 4	議決	議会で議案などに対する可否（賛否）を決定することで、意思決定の内容により、下記の種類があります。 ①可決（否決）：「予算、条例、契約、意見書、決議、その他」に関する議案 ②認定（不認定）：「決算」に関する報告 ③承認（不承認）：「専決処分」に関する議案 ④同意（不同意）：「人事案件」に関する議案 ⑤採択（不採択）：「請願」「陳情」 ⑥異議ない（ある）旨回答：「諮問」に関する議案 ⑦許可（不許可）：「議員の辞職」
P.3 6	議長	議員のうち議会の選挙により選ばれて、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限と議会を代表する地位を与えられた者のことをいいます。議場の秩序を保持する権限から議場の秩序を乱す議員の言動を制止し、発言の取消しを命ずるなどの必要な措置をとることができます。また議事の整理として、発言順序の決定や、発言の許可、発言時間の制限などがあります。
P.3	議長に事故があるとき、又は議長が欠けたとき	「事故があるとき」とは、病気などにより議長の職務を果たせない場合をいいます。「欠けたとき」とは、死亡、辞職、失職などによって議長が欠員となった場合をいいます。
P.3	代位機関	議長の地位に代わって、その権利を全て取得し、行使する機関のことです。
P.3	補佐機関	事務を補助するために置かれる機関のことです。
P.3	地方自治法第103条第1項	「普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。」
P.4	地方自治法第96条第2項	「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。」につき議会の議決すべきものを定めることができる。」
P.4	委員協議会	議案の審査以外に常任委員会の所管に係る事項その他の問題について協議する会議のことです。
P.4	議員総会	議員全員が参加して、議会内の協議・調整を行ったり、市長からの報告事項を受けたりする会議のことです。
P.4 5	伊丹市議会だより	伊丹市議会が発行している広報紙です。年に4回（4月、8月、11月、1月）発行しております。
P.5	決議	議会の意思を対外的に表明することが必要な場合になされます。通常「〇〇に関する決議」や「〇〇に関する決議書」などの形式でなされます。例外的に市長の不信任決議など法的効果があるものもあります。
P.5 6	質疑	議案について、不明確な点や詳しく知りたい点を問うことです。
P.5 6	質問	議案に関係なく、市政全般について、考えや方針を問うことです。
P.6	地方自治法第91条第1項	「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」
P.6	地方自治法第203条第4項	「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」
P.6	政務活動費	議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、議員報酬とは別に支給されるものです。
P.6	地方自治法第100条第14項	「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」
P.6・7	政治倫理	議員が持つていてはならない規範や道徳心のことです。
P.7	政策提案能力	市における課題解決のための政策を提案する能力のことです。